

大阪市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月30日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧 新 別	敷地の 幅員	敷地の 延長
浪速区第2817号線	浪速区木津川2丁目 1番の30地から 同区同 11番の10地まで (別紙参考図参照)	旧	m 5.46～ 11.32	m 55.13
		新	5.46～ 11.40	55.13

(建設局総務部管財課)